

上峰町中小企業・小規模企業応援給付金

応援給付金とは...

前年と比較して20%以上売上が減少した中小企業者や小規模企業者に対して、事業規模や売上の減少率に応じて給付金を支給します。

対象事業者

- 町内に本所住所がある中小企業者、小規模企業者であること
(個人事業主の場合は、主たる事業所が町内に必要があります)
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和2年3月から8月までのうちいずれか1月の売上高が、前年同月と比べて20%以上減少していること
- 前年同月の売上高が30万円以上あること
- 町内で1年以上事業を営んでおり、かつ今後1年以上町内で事業を営む予定であること

給付金額

前事業年度の売上総額	売上高が50%以上減少している	売上高が20%以上50%未満減少している
6億円以上	200万円	100万円
3億6千万円以上 6億円未満	100万円	50万円
1億2千万円以上 3億6千万円未満	50万円	25万円
360万円以上 1億2千万円未満	20万円	10万円

※全事業年度に12月事業を行っていない事業者は、1月当たりの売上高で事業規模を判断

申請期間

令和2年5月19日～令和2年10月30日

申請の方法

【ステップ1】

上峰町のホームページより、申請書、経営状況確認書、誓約書をダウンロードして記入してください。

インターネット環境がないなど、ダウンロードが困難な場合は、産業課窓口にも申請書等をご用意しております。

【ステップ2】

申請書には以下の書類の添付が必要ですので、ご用意をお願いします。

- 毎月の売上が確認できる書類（税理士(会計士)の証明がある場合は不要)
例：令和2年及び前年の月間事業収入を記載した売上台帳 など
- 前事業年度分の確定申告書の写し（税理士(会計士)の証明がある場合は不要)
例1：法人の場合は、前事業年度分確定申告書別表一の控え、法人事業概況説明書 など
例2：個人の場合は、令和元年分の確定申告書第一表の控え、所得税青色申告決算書の控え など
- 町内に本店住所（個人の場合は主たる事務所）があること及び事業開始日がわかる書類
例：登記簿謄本、履歴事項全部証明書、開業届、営業許可証 など
- 法人名義（個人の場合は申請者本人名義）の振込用口座の写し

【ステップ3】

申請書、経営状況確認書、誓約書、添付書類を上峰町役場産業課宛に郵送してください。（窓口での申請もできますが、新型コロナウイルス感染防止のため、郵送での申請にご協力をお願いします。）

<宛先>

〒849-0123

佐賀県三養基郡上峰町大字坊所383-1

上峰町役場 産業課 宛

※封筒に **申請書在中** と朱書きをお願いします。

- 給付金は、支給決定から1週間程度で、指定いただきました口座にお振込みする予定です。
- ご不明点等あります場合は、以下にお問い合わせください。

【問い合わせ先】上峰町役場 産業課（庁舎1階） 電話：0952-52-7415